

三者会議要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">愛媛県土木部発注工事における三者会議要領</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(対象経費)</p> <p>第5条 三者会議の開催に係る経費は次のとおりとする。</p> <p>(1) 三者会議に要する費用は、発注者が負担する。</p> <p>①施工者に対する費用は、工事打合せに含まれるため計上しない。</p> <p>②設計者に対する費用（補助対象）は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打合せ費用：主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回 ・旅費：実費 ・<u>その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する</u> ・その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。 <p>(2) 国支弁費目 「測量設計費」とする。</p> <p>(3) 計上方法 工事の設計書の中で技術管理費として計上を行うものとし、現場管理費及び一般管理費の対象としない。</p> <p>附 則 この要領は、平成21年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県土木部発注工事における三者会議要領</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>(対象経費)</p> <p>第6条 三者会議の開催に係る経費は次のとおりとする。</p> <p>(1) 三者会議に要する費用は、発注者が負担する。</p> <p>①施工者に対する費用は、工事打合せに含まれるため計上しない。</p> <p>②設計者に対する費用（補助対象）は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・打合せ費用：主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回 ・旅費：実費 ・<u>諸経費及び技術経費は対象外</u> ・その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。 <p>(2) 国支弁費目 「測量設計費」とする。</p> <p>(3) 計上方法 工事の設計書の中で技術管理費として計上を行うものとし、現場管理費及び一般管理費の対象としない。</p> <p>附 則 この要領は、平成21年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p>

新	旧
<p data-bbox="197 209 282 236">附 則</p> <p data-bbox="152 252 743 279">この要領は、平成25年5月1日から施行する。</p> <p data-bbox="197 300 282 327"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="152 343 743 370"><u>この要領は、平成28年7月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1182 209 1267 236">附 則</p> <p data-bbox="1137 252 1729 279">この要領は、平成25年5月1日から施行する。</p> <hr data-bbox="1182 319 1267 327"/> <hr data-bbox="1137 367 1729 375"/>